

総務財政委員会
令和5年9月19・20日
総務部 資料3番
所管 人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

職員の扶養手当等の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするほか、規定を整理するため、条例を改正する。

2 改正概要

- (1) 職員へのパートナーシップ制度の適用に伴う規定整備
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の改正に伴う規定整備

3 施行日

令和5年11月1日

ただし、(2)については公布の日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例 昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 19 号 令和 4 年 11 月 30 日第 48 号 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基き、この条例を定める。</p> <p>第 1 条 （略） （給料）</p> <p>第 2 条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条に規定する正規の勤務時間（第 15 条第 3 項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（<u>武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。</u>）を除いたものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 3 条から第 9 条の 3 まで （略） （扶養手当）</p> <p>第 10 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） <u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 19 号 令和 4 年 11 月 30 日第 48 号 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基き、この条例を定める。</p> <p>第 1 条 （略） （給料）</p> <p>第 2 条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条に規定する正規の勤務時間（第 15 条第 3 項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。</u>）を除いたものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 3 条から第 9 条の 3 まで （略） （扶養手当）</p> <p>第 10 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>

新	旧
<p>(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</p> <p>(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫</p> <p>(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身の著しい障害により、将来にわたり 労務に携わることができない者</p>	<p>(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</p> <p>(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫</p> <p>(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身の著しい障害により、将来にわたり 労務に携わることができない者</p>
<p>3 及び 4 (略)</p>	<p>3 及び 4 (略)</p>
<p>第 11 条及び第 11 の 2 (略)</p>	<p>第 11 条及び第 11 の 2 (略)</p>
<p>(住居手当)</p>	<p>(住居手当)</p>
<p>第 11 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p>	<p>第 11 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p>
<p>(1) 世帯主（これに準ずる者を含む。次号において同じ。）である職員（公舎等で規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 2 万 7,000 円以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの</p>	<p>(1) 世帯主（これに準ずる者を含む。次号において同じ。）である職員（公舎等で規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 2 万 7,000 円以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの</p>
<p>(2) 第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額 2 万 7,000 円以上の家賃を支払っているもの</p>	<p>(2) 第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者のない職員にあつては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額 2 万 7,000 円以上の家賃を支払っているもの</p>
<p>2 及び 3 (略)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p>
<p>第 12 条 (略)</p>	<p>第 12 条 (略)</p>
<p>(単身赴任手当)</p>	<p>(単身赴任手当)</p>
<p>第 12 条の 2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署</p>	<p>第 12 条の 2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮</p>

新	旧
<p>に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p>	<p>して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p>
<p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p>	<p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p>
<p>3から5まで （略）</p>	<p>3から5まで （略）</p>
<p>第13条から第22条の1まで （略） （災害派遣手当）</p>	<p>第13条から第22条の1まで （略） （災害派遣手当）</p>
<p>第22条の2 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。</p>	<p>第22条の2 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。</p>
<p>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて大田区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）</p>	<p>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて大田区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）</p>
<p>(2) （略）</p>	<p>(2) （略）</p>
<p>2及び3 （略）</p>	<p>2及び3 （略）</p>
<p>第22条の3及び第23条 （略）</p>	<p>第22条の3及び第23条 （略）</p>
<p>付 則 （施行期日）</p>	

新	旧
<p><u>1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第22条の2第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第4号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>改め文略（別紙 新旧対照表のとおり）</u></p>	

別紙1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>令和5年 月 日 条例第 号</p> <p>付 則</p> <p>1から10まで (略)</p> <p>11 平成30年3月31日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。))を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、<u>施行日以後、引き続き、配偶者を有しない場合(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第 号)の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。))の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))のいずれも有しない場合</u>で、かつ、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) 平成30年度 1万1,500円</p> <p>(2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円</p> <p>12 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手</p>	<p>○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>平成30年3月12日 条例第4号</p> <p>付 則(平成30年3月12日条例第4号)</p> <p>1から10まで (略)</p> <p>11 平成30年3月31日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。))を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、施行日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) 平成30年度 1万1,500円</p> <p>(2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円</p> <p>12 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同</p>

新	旧
<p>方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>13 （略）</p> <p>14 付則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（<u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日</u>）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>15 から 17 まで （略）</p>	<p>項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>13 （略）</p> <p>14 付則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>15 から 17 まで （略）</p>